

令和5年度第2回奈良県いじめ対策連絡協議会

1 日 時 令和6年2月8日(木) 10時~11時30分

2 場 所 奈良県経済会館 大会議室

3 出席者 【委 員】13名

【事務局等】15名

4 議 事

(1) 「気付き見守りアプリ」の運用状況と評価について

(2) 奈良県いじめ防止基本方針の改定について

(3) 令和5年度奈良県教育委員会のいじめ防止等の主な取組について

5 概 要

【会長】

本協議会では、これまで学校現場での取組及びそれを背後で支える対策について検討してきた。また各方面での取組について、情報共有や意見交換を行ってきた。ここ数年は、いじめ重大事態の分析を通して見えてきた課題を、「気付き見守りアプリ」の観点に活用してきた。今後は、生徒指導提要の改訂を受けて、奈良県いじめ防止基本方針の改定に関して、意見交換をしていきたい。本協議会は各関係団体が連携を強化するということに重きを置いているので、よろしく願いたい。

本日は、議事1として「気付き見守りアプリ」の運用状況と評価について、議事2は奈良県いじめ防止基本方針の改定について、議事3は、令和5年度奈良県教育委員会のいじめ防止等の主な取組について、協議する。

【事務局】〔資料1-1、1-2、1-3に基づいて説明〕

今年度9月より県内公立小学校、義務教育学校前期課程及び県立特別支援学校小学部で「気付き見守りアプリ」の運用を開始した。令和6年の1月19日現在で、水準チェックの登録総数が1,570件、そのうちいじめとして認知した件数は104件、いじめとして認知しなかった件数は124件、事案経過記録への登録が852件となっている。

運用状況については、登録の多い学校では水準チェックも事案経過記録の登録も100件以上の登録がある。逆に全く運用していない学校もあり、市町村単位または学校単位で登録数に偏りがある。校長や生徒指導主事による働きかけにより、学校での活用が活発になると考えている。

活用した学校からは、「児童の視点や、職員間の情報共有に広がり生まれた」、「事案経過記録を活用することで、事案について時系列でまとめているため、情報集約に役立った」などの声が挙がっている。

県教育委員会としては、これらの好事例について、校長会等を通じて、市町村教育委員会及び関係学校に伝えていくとともに、アプリ活用等に関する回収中のアンケート結果をもとに、今後、より良いものにバージョンアップしていきたいと考えている。資料1-1は、1月24日に実施したアンケートの質問項目の一覧である。その結果の中から抜粋したものが、資料1-2、1-3である。対象は市町村教育委員会のデータ閲覧担当代表者及び県内公立小学校、義務教育学校の学校長と生徒指導主事で、約400名である。データは1月31日現在で、回答が1/3程度の状況だが、速報値としてまとめた。このアンケートは、アプリの使用状況等を把握し、アプリの機能改善やいじめ未然防止、早期発見・早期対応に向けた学校づくりについて検討することを目的としている。この速報値も踏まえて協議いただきたい。

【A委員】

一斉入力とは、どのようなことか。また、実際に使用した学校で、水準チェックで登録した事案が、実際にいじめであったのか、そうでなかったのか、学校現場の意見など詳細な情報は把握しているのか。さらに、アンケートは、実際に入力する一般の教職員も対象にするべきではないか。

【事務局】

一斉入力とは、教職員が頻度を決めて水準チェック等の入力を一斉にすることである。一斉に入力せず、気づいた時点で随時入力する場合もある。詳細については把握できていない。アンケート対象については、検討する。

【B委員】

アンケート結果を拝見しての感想を補足する。一斉入力に関しては、先生方の中で温度差がある。一斉入力の機会を設定しなくても随時入力できる学校もあるかもしれないが、いじめを見逃してしまう教職員も一部いるので、アプリの入力やいじめに関する理解が浸透することが大切だ。「協働していじめに対応できてはいない」かつ「一斉入力が必要ない」と回答している学校には、いじめが重大事態になってしまってからでは遅いので、「必要ない」と回答した理由を尋ねてみたいと思っている。

自由記述での意見としては、「アプリがあっても使わなければ宝の持ち腐れである。それよりも、生徒指導の案件については、タイムリーな話し合いが必要である」、「このアプリを使っても意識が変わらなければ意味がない、アプリを使わなくても意識が高まっていればそれで良い。」などがあった。ただ「教職員が児童について記録するツールはそれぞれが使い慣れたものを使っている」という意見は気になった。何年も経ってから重大事態化するようなケースもあり、異動した教職員から過去の記録を集めることは、大変である。このアプリにより記録が一元化できる利点についても周知していきたい。また、前回の協議会で提案いただいた、このアプリでいじめだけでなく、虐待やヤングケアラー等についての情報を総合的に把握できれば良いという意見についても今後考えていかなければいけない。

【C委員】

アンケートの速報値によると、「あまり使っていない」、「全く使っていない」という回答を合わせると50%ぐらいになってしまう。よく使用している学校の成功事例を周知し、アプリの有用性を実感してもらうことが重要である。一方、「あまり使っていない」、「全く使っていない」という要因についての分析が必要だ。アプリによる業務量の増減についての検討も必要かもしれない。

【B委員】

アンケートの意見で、「アプリの反応が重い」というものがあつた。これは改善できるように考えていきたい。

また業務負担に関しては、年に何回かアプリに入力することはそれほど負担ではないと思う。おそらく、アンケートもいくつかあり、内容等も重複していることで、負担感があるのかもしれない。しかし、医療に例えると、アンケートは病院での何ヶ月に1回の血液検査で、アプリへの入力は家庭での血圧測定や体重測定というように、その意図が違う。このことを理解してもらう必要がある。学校現場からの声も受け止めながら、繰り返し説明や周知をしていくことが大切である。

【D委員】

学校現場で、実際に教職員の声を聞くと、このアプリをどのように使うかという認識が、教職員によってばらつきがある。使っていない要因の分析や、使うことのメリットが視覚的に把握できると良い。

【教育長】

一人一人の教職員に周知する必要性もわかるが、まず校長と生徒指導主事に、このアプリの有用性をしっかり理解してもらわないと、その学校に浸透していかない。そのため、まずは校長、生徒指導主事を対象にアンケートを実施した。

県内全校での導入なので、現時点で半数ぐらい取り組んでいることは一定評価できる。早く浸透するように努力したい。

【B委員】

いじめについては、「学校で協働して対応できているかどうか」が大切であるので、そのような視点からアンケートをしている。実情把握目的であるとともに、協働促進というアプリの目的を周知している。いじめ対応の協働ができていない学校に関して、何らかの支援が必要である。また、教職員に対するアンケートは、いくつかの自治体で実施できれば良いと考えている。

【会長】

県内に多くの学校がある中で、県教育委員会は強かに推進していただいている。いじめ重大事態の発生に連動して学校現場で浸透していくのかもしれない。

では、議事2は奈良県いじめ防止基本方針の改定について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】〔資料2、参考資料1、参考資料2に基づいて説明〕

奈良県いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法の第12条に基づき国の基本方針を参酌し、奈良県におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために策定している。経緯等は、基本方針の冒頭に記載している。平成28年3月に策定し、令和3年3月に改定した。27ページに記載のとおり、国の動向や県の実情に合わせ概ね3年で必要な見直しを行うことにしており、翌年で3年になる。国のいじめ防止等のための基本的な方針の最終の改定は、平成29年3月である。

国等の動向についての1点目として、生徒指導提要在10年ぶりに改訂された。「させる指導」から「支える指導」という考え方のもとで改訂が行われた。チーム学校により支える生徒指導を進めていくということが掲げられている。いじめについては、いじめ防止対策推進法が施行されて以降、積極的な認知が進んでいるので、認知件数は増加している。しかし、深刻な事態の発生は後を絶たない状況であるので、法の定義に則り積極的にいじめの認知を進めつつ、教職員一人一人の生徒指導力の向上を図るとともに、次の段階として4つの項目が求められる。「各学校のいじめ防止基本方針の具体的展開に向けた見直しと共有」、「学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築」、「事案発生後の困難課題対応的生徒指導から全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換」、要は事後的な対応ではなく、どうしたら未然に防止できるかということ、もし起きた場合にどう支えていくのかということである。4つ目は「いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身につけるような働きかけを行うこと」である。

2点目として、新たな教育振興基本計画が策定され、いじめの未然防止、積極的な認知や組織的対応、関係機関との連携など、いじめ防止対策の強化について記載されている。

これらに加え、本協議会での議論の内容も含めて、基本方針に追加、修正をしていきたい。

スケジュールについては、令和6年8月頃、第1回いじめ対策連絡協議会を開催し事務局からの素案に対して意見交換をしていただく。そして令和7年1月頃、第2回協議会で改定案について意見交換をしていただき、パブリックコメントを経て、令和7年3月に基本方針を改定する予定である。

【A委員】

参考資料2にあるBPSモデルという言葉の意味がわかりにくいので、注釈等が必要なのではないかと。また、「いじめを行った児童生徒の別室登校なども検討する」とあるが、いじめを受けた児童生徒の別室登校は、考えなくても良いのか。

参考資料1の県の基本方針の家庭における教育の中で、「子どもがいじめに関わっていないか常に注意を払い」とあるが、いじめられていないかについても記載する方が良い。

【会長】

ご指摘については事務局と検討させていただく。BPSモデルとは、生物・心理・社会モデルという専門用語なので、一般的な言葉に置き換えた方が良い。また、別室登校については、現状として被害生徒側が別室登校をする場合が多く、これまで加害生徒側の出席停止や別室登校について、法律にあるものの学校現場ではその対応が取られることが少なかったため、前回の協議を受けて、「加害生徒側の別室登校」と記載した次第だ。

【D委員】

生徒指導提要でも、いじめの未然防止が強調されている。こども大綱の中でも、子どもの意見表明権の保障が取り上げられている。県の基本方針においても、いじめの未然防止において、子どもたちの意見を積極的に吸い上げるような視点をより強調していただきたい。子どもたち自身が、いじめについてどのように取り組んだら良いか考える、主体性を育む教育活動になるように先生方に取り組んでいただきたい。

【C委員】

現状の基本方針では、いじめ重大事態の調査結果をどのようにフィードバックしていくのかという点が弱いように思う。本協議会か、または部会をつくって、それらの報告書について協議するのも良いと思う。または、それをどこの機関がどのように担うのかということも考えたい。知事による再調査及び措置についても、どの機関がどのように検討しているのか教えていただきたい。

【教育長】

県教育委員会には、いじめ対策委員会がある。県立学校でいじめ重大事態が発生すれば、その委員会が調査し報告書を作成する。その調査が不十分で、知事による再調査に至った事例は県立学校ではない。

【事務局】

県立学校で、重大事態が発生した場合は、教育委員会が設置者としての調査をする。その報告は最終的に知事に上がり、知事が再調査をするかどうかの判断をすることになっている。市町村立学校で重大事態が発生した場合は、市町村長に報告が上がり市町村長が再調査をするかどうか決定する。

私立学校の場合は、私立学校の設置者である学校法人が重大事態の調査をし、私立学校を所管している県に報告が上がり、県が再調査をするかどうかを決定する。

県には、条例により奈良県いじめ問題再調査委員会が設置されている。再調査する場合は、その委員会が行う。再調査をするかどうかの判断は、その再調査委員会でも検討し、最終的には県が判断することになっている。

【B委員】

情報提供をする。先週、こども家庭庁の担当官を中心とした勉強会があった。その時の議論で、法律専門の教授から、「いじめの重大事態に関する調査のガイドライン」（以下、「ガイドライン」と言う。）がい

じめ防止対策推進法で定めている範囲を超え、踏み込みすぎているという意見があった。ガイドラインそのものが変わる可能性があるようだ。新しい情報がどんどん出てくると思うので、先ほど意見があったように、ワーキンググループや勉強会という形を取ることも、1つの方法である。

【会長】

ガイドライン変更も見据えつつ、分科会等を設けて、重大事態から見えてくるポイントについて検討し、今後の施策に生かしていくというご意見をいただいた。

それでは議事3に移る。令和5年度奈良県教育委員会のいじめ防止等の主な取組について、事務局より願います。

【事務局】〔資料3-1、資料3-2に基づいて説明〕

奈良県教育委員会のいじめ防止等の取組のうち、各アンケートについては、各担当課より説明する。アンケート以外の取組については、資料をお読みいただきたい。

はじめに「いじめに関するアンケート」の結果について報告する。本アンケートは、令和5年5月11日を基準日として県統一様式により、県内全ての学校で実施した。対象期間は令和5年4月から5月の間である。全体での1,000人当たりの認知件数が36.9件である。また、いじめを認知した割合は91.3%となっており、いじめ発見のきっかけがアンケートによるところが大きいと考えられる。加害者は、いずれの校種においても、「同じ学級・ホームルームの人」が最も多くなっている。いじめの態様は全ての校種で最も多い項目が、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」となっている。また小・中学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が2番目に多くなっているが、高等学校では、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」が2番目に多く、校種が上がるにつれて増加する傾向にある。多くの学校が、本アンケート以外にも年に複数回のアンケートを実施しており、文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の課題に関する調査」には、その結果も含まれている。

【事務局】〔資料4に基づいて説明〕

続いて「こころと生活等に関するアンケート」について説明する。本アンケートの目的は、児童生徒の心の状態を客観的なデータで捉えることで、教職員が児童生徒の置かれた状況に対する理解を深めるとともに、個々の児童生徒が抱えている課題の早期発見につなげ、必要に応じて適切な教育指導や支援を行うことに役立てていくことである。本年度、9月と1月に実施した。9月の調査は、県内全ての小学校（第3学年以上）、中学校、高等学校の児童生徒を対象に実施している。小学校等で196校、中学校等で114校、高等学校等で42校の総計数84,332名が回答した。また、令和6年1月の調査は、県内小・中・高等学校のうち、実施を希望した学校での児童生徒を対象に実施した。1月31日時点で、小学校等で85校、中学校等で48校、高等学校等で10校の計23,637名が回答をしている。調査項目は別紙のとおりで、小学校第1、2学年に対しては全28問、第3学年以上に対しては39問である。

9月の公立学校におけるアンケート結果より、学校適応等に関する質問項目「学校が好き」、「友人関係」、「教師関係」、「いじめ」に関する、児童生徒の回答結果を抜粋して掲載している。また、9月実施校の管理職等に対する事後アンケート結果を示している。各校種で、本アンケートを児童生徒理解に活用できている。具体的には、ケース会議、スクールカウンセラー等との教育相談等の資料として活用されている。課題やメリットについても集約し、アンケートの一層の活用に向けて、実施時期や実施回数等に幅を持たせるなど、さらに改善を加えていきたい。効果的な活用についても調査研究し、その成果を周知し

ていきたい。

【事務局】〔資料5に基づいて説明〕

人権を確かめ合うアンケートについては、児童生徒がいじめ被害者にも加害者にもなることのないよう、また教職員等の言動によるハラスメントが起きることのないよう、お互いに人権を確かめ合うとともに学校環境を点検し、人権尊重の視点に立った学校づくりを推進するため、令和3年度から実施している。県内公立学校の児童生徒を対象に、12月11日の人権を確かめ合う日を基準日とし、回答はGoogleフォームを活用し、無記名で各学校において実施している。アンケートの内容は、資料5のとおりである。経年変化等についても確認をするため、昨年度と同様の内容で実施した。GIGA スクール運営支援センターのアプリを活用し、各学校の回答状況は、管理職には即時かつ随時閲覧可能となっており、自校の状況について教職員で共通理解をした上で、適切な指導や支援につなげるようにしている。

現在、今年度実施の回答結果を取りまとめているところだが、昨年度までの結果と比べて大きな変化は見られない。今後、県全体の集計結果及び教職員用啓発資料、児童生徒用資料を2月中に作成し各校へ周知する予定である。

また今年度作成資料については、「嫌な気持ちになったことがあるということ」を誰にも相談していない」と回答した児童生徒が、昨年度とほぼ同様2割程度いることに注目し、それらの児童生徒の他の回答状況とのクロス集計結果等を提示した教職員用の資料や教職員自身が児童生徒が相談しやすい環境づくりを行っているかなど、自分の言動について確認するためのチェックシートを作成し、よりよい環境づくりにつなげていきたい。また児童生徒用資料についても、具体的な相談先をわかりやすく示し、相談先の選択肢を増やし、一人で悩むことのないよう取り組んでいきたい。

今後は3年間の取組を踏まえ、これまでの意見や当課で実施している人権教育の取組に関する調査等と合わせた分析をもとに、他のアンケートの取組と一層連携をしながら、より効果的な実施につなげられるよう、また本アンケートの活用を通して、全ての学校において児童生徒、教職員が、互いに人権を確かめ合い、人権が尊重されるよう安全・安心な学校環境づくりを進めていきたい。

【D委員】

こころと生活等に関するアンケートは、困難を抱えている子をピックアップするということに優れている。ただ、9月の実施では、1学期が終わっており遅いように思う。家庭訪問の時期でもある5月ぐらいに実施していただきたい。

【教育長】

5月にはいじめに関するアンケートをしている。こころと生活等のアンケートは、夏休み前の実施を検討している。夏休み後に自死事案の発生が懸念されるので、夏休み前にアンケートをすることによって、心の状況を把握し2学期を順調に迎えられるようにしたい。調査のあり方を総合的に考えて、5月にいじめについて把握し、夏休み前にこころと生活等のアンケート、12月に人権を確かめ合おうという設定にしている。

【D委員】

もう少し早く6月から7月までの期間というように、少し幅を設けて各学校の裁量もある程度、認めていただけると学校の状況によって活用しやすい。

【事務局】

来年度は開始日を早め、幅も持たせて遅くても7月末までの実施を提案しようと考えている。

【会長】

では、本日の協議についてまとめる。議事1の「気付き見守りアプリ」については、使用の頻度が低い学校があることについて、意見があった。アプリにより記録を一元化することの意味、有用性、成功事例の周知が必要である。これに対しては、主に学校長や生徒指導主事等への周知徹底を行っていくとの回答があった。

議事2の奈良県いじめ防止基本方針については、重大事態から見えてくる問題について、もう少し協議会できちんと抽出すべきではないかという意見があった。これについては分科会、ワーキンググループ等を設置して、ガイドラインの改定等も見据えながら、問題を抽出していくようなことができないか事務局と相談しながら検討したい。

議事3の奈良県教育委員会の取組では、特にアンケートの実施時期について意見があった。学校現場の事情も十分に勘案した上で、検討いただきたいと思う。